

6章 個性豊かな教育・文化のまち

1. 学校教育の充実

1. 幼児教育の推進
2. 確かな学力を身につけさせるための教育の推進
3. 豊かな心をはぐくむ教育の推進
4. 健康な体力をはぐくむ教育の推進
5. 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
6. 開かれた学校づくりの推進
7. 教育施設整備の推進

2. 生涯学習の充実

1. 生涯学習活動の推進
2. 生涯学習環境の充実
3. 人材バンクの活用と指導者の養成
4. 公民館活動の充実
5. 図書館活動の充実

3. 芸術・文化の振興

1. 芸術文化に触れる機会の充実
2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進
3. 施設の活性化
4. 文化財の保護と活用
5. 史料館活動の充実

4. スポーツ・レクリエーションの振興

1. スポーツ振興計画の策定
2. 指導者・スポーツ団体の育成
3. スポーツ施設の整備・充実
4. 生涯スポーツの普及促進

5. 青少年の健全育成

1. 青少年健全育成地域体制の強化
2. 家庭・地域の環境づくり
3. 相談体制の整備充実
4. 社会参加の促進
5. 放課後子ども教室の推進

1. 学校教育の充実

現況と課題

現在、各学校では、子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える「生きる力」を育むための特色ある教育が実践されていますが、今後はさらに学校・家庭・地域社会が一体となり、子どもたちがたくましく生きていくために必要な資質や能力を育成する教育を推進していく必要があります。

特に、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期における教育は子どもの心身の健やかな成長を促す上で大変重要です。このため、幼稚園を中核とした幼児教育の充実が求められています。

また、すべての教科の基礎となる「読み・書き・計算等」の定着を目指すとともに、自然体験活動及びキャリア教育*などの諸事業を充実し、「豊かな心」「健やかな体」の育成を推進していくことが求められています。

一方、学校施設の耐震化率は、全国平均 56.8%、茨城県平均 44.5%に対し、本市は 42.6%と低い状況にあります。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、地震発生時における児童生徒などの安全確保や、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その耐震化の向上を図るとともに、効率的な施設整備を推進する必要があります。

また、すべての児童生徒に安全で安心な給食を提供する中で、食育を通して食への正しい理解と望ましい食習慣を身につけるなど、学校給食の充実を図る必要があります。

◆学校数、学級数、児童数及び教職員数〔小学校〕

	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)			教員数 (本務者) (人)			職員数 (本務者) (人)
			計	男	女	計	男	女	
平成14年	12	131	3,392	1,756	1,636	193	76	117	44
平成15年	12	130	3,325	1,726	1,599	190	72	118	42
平成16年	12	130	3,287	1,685	1,602	193	73	120	40
平成17年	12	132	3,258	1,659	1,599	202	81	121	39
平成18年	12	131	3,188	1,629	1,559	201	81	120	39

資料：各年学校基本調査

◆学校数、学級数、生徒数及び教職員数〔中学校〕

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)			教員数 (本務者) (人)			職員数 (本務者) (人)
			計	男	女	計	男	女	
平成14年	4	55	1,733	878	855	110	70	40	25
平成15年	4	53	1,705	874	831	104	67	37	23
平成16年	4	49	1,652	858	794	101	63	38	20
平成17年	4	51	1,656	870	786	106	68	38	19
平成18年	4	51	1,629	857	772	110	65	45	20

資料：各年学校基本調査

*キャリア教育：学校教育活動全体を通じて、「学ぶこと」・「働くこと」・「生きること」を密接に関連付けて展開することにより、子どもたちの全人的な発達を支援する取組。

基本方針

学校教育については、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）のバランスがとれた教育を目指し、特色ある教育、時代に対応する教育を推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

また、幼児教育については、幼児の発達や実態に即した教育内容の充実に努めます。

学校施設及び給食施設については、良好な環境が維持できるよう整備充実を図ります。

施策の目標

施策の目標	現況（H19）	目標年次（H24）
■家庭での学習習慣の定着率（平日） 市学力診断テストの学習状況調査において、家庭での学習習慣の定着率（家庭学習を毎日30分以上行う割合）100%を目指す。（小学生は5年生、中学生は2年生。平日のデータ。）	小 92.2% 中 68.2%	100%
■県体カテスト A+B の人数割合 県体カテストにおいて、指標（A+B）の割合 50%以上を目指す。（小学生は6年生、中学生は3年生。握力や上体起こしなど8種目の体カテストを行い、結果の良い順からA～Eの5段階に評価するもので、評価の高いAとBに評価された児童生徒の全体に占める割合。）	小 56.3% 中 50.8%	60%以上
■不登校生徒（中学校）の割合 適応指導や学校、関係機関の連携により、不登校生徒（中学校）の割合3%以下を目指す。（不登校児童生徒援助状況報告における数値）	2.9%	2.7%以下
■教育施設耐震化率 学校教育施設の安全性を確保するため、小中学校の耐震化率について、60%以上を目指す。	42.6%	60%以上

個別施策

1. 幼児教育の推進《6101》

- ・ 幼児段階での教育の重要性を踏まえ、教育内容や教育環境の充実を図るとともに、複数年保育などにより幼児教育の振興に努めます。
- ・ 幼稚園・家庭・地域・小学校が連携し、幼児一人ひとりに生きる基礎を身に付けさせ、道徳性の芽生えを培う就学前教育の充実に努めます。
- ・ 幼稚園が地域における子育て支援のセンター的役割を担えるよう、預かり保育などの充実に努めます。

2. 確かな学力を身につけさせるための教育の推進《6102》

- ・ 一人ひとりの児童生徒にきめ細やかな学習支援や相談を行う「学力向上支援員」を設置し、学習のつまずきの解消や学習意欲の向上を図ります。
- ・ 社会人TT※、理科支援員※及び学力向上支援員などの外部人材を積極的に活用します。

3. 豊かな心をはぐくむ教育の推進《6103》

- ・ 全市をあげた「あいさつ・声かけ運動」などのマナーアップ運動や、親子で参加できる行事を開催します。
- ・ 不登校の児童生徒に対して適応指導の場を設け、学校や関係諸機関との連携をもとに、再登校への援助に取り組みます。
- ・ 生徒指導體制の充実と関係機関との連携強化を図るため、生徒指導上の諸問題に対応した様々な支援を行います。
- ・ 幼児・児童・生徒、それぞれの発達段階に応じた、基本的生活習慣の定着とマナーアップに向けた活動を推進し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図ります。
- ・ 就学前の早い時期から保護者が、相談できるよう、相談機会の拡充に努めます。
- ・ 障がいのある園児・児童が幼稚園や小学校で安心して学校生活ができるよう生活介助員を配置し、学級運営の支援と教育の充実に努めます。

4. 健康な体力をはぐくむ教育の推進《6104》

- ・ たくましい心と体を持った「小美玉っ子」を育成するため、児童生徒の外遊びや運動、スポーツ活動の機会拡大を図ります。
- ・ 生涯を通じ自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力・実践力を培うため、教育の資質の向上と指導の方法の改善・充実に努めます。
- ・ 食育（食に関する指導）を全市的に推進するための体制を整備し、健全な食生活を実践できる児童生徒を育成します。

5. 社会の変化に適切に対応できる教育の推進《6105》

- ・ 学校に整備されているITや授業用コンテンツを有効に活用し、「分かりやすい授業」を展開します。
- ・ 児童生徒の職場体験を継続して実施します。
- ・ キャリア教育の全体計画及び指導計画を策定し、児童生徒が進路を主体的に選択する能力や態度を育成します。

- ・外国語指導助手（ALT）を効率的に活用し、国際社会に生きるための資質や能力を育成します。

6. 開かれた学校づくりの推進《6106》

- ・学校の裁量により、創意工夫をこらした教育課程を弾力的に編成し、特色ある教育を推進します。
- ・学校の教育活動全般について保護者や地域住民などへの情報公開に努めます。
- ・学校評議員会※をすべての学校に配置し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

7. 教育施設整備の推進《6107》

- ・教育施設の充実を図り、良好な教育環境の整備に努めます。
- ・幼・小・中学校の適正配置について検討し、耐震化と併せた効率的な「教育施設整備計画」を策定します。
- ・共同調理場基本計画に基づき、学校給食施設の整備を推進します。

※学校評議員会：校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための組織。

※社会人TT：TTはチーム・ティーチング。学級の指導に一人の教員が当たるのではなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たる授業形態。

※理科支援員：理科授業における観察・実験活動の充実、理科教育の充実を目的として、教員の補助をする人。

2. 生涯学習の充実

現況と課題

現在、本市の生涯学習施設で開催する講座などの参加者は高齢者が多く、利用者も固定化の傾向にあります。市民のライフスタイルも大きく変化し、中でも若年層や就労世代の学習ニーズは高度化・多様化しており、その対応が図られていないのが現状です。

このような状況に対応するため、全市的な生涯学習推進体制を構築し、市民と行政が連携して生涯学習活動を推進していく必要があります。

また、公民館などの生涯学習施設については、市民が様々な活動を推進するための十分な機能を備えているとは言えず、施設の整備充実や市民が利用しやすい施設運営を図る必要があります。

さらに、図書館については、市民ニーズを把握しながら、施設を充実し、利便性向上を図る必要があります。

基本方針

すべての市民が生涯にわたって学ぶことのできる生涯学習社会の構築を目指し、生涯学習に関する基本的な方針を定め、市民と行政の連携による生涯学習推進体制を整備します。

公民館・図書館などの生涯学習施設については、市民の利用推進を図るため、施設間の連携を強化し、運営内容及び施設の充実を推進します。

施策の目標

施策の目標	現況 (H19)	目標年次 (H24)
■公民館利用者数 公民館のサービス向上を図り、年間利用者数の増加を目指す。	51,000 人 (平成 18 年)	75,000 人
■図書館登録者数 図書館のサービス向上を図り、年間図書館利用数の増加を目指す。	22,000 人 (平成 18 年)	40,000 人

個別施策

1. 生涯学習活動の推進 《6201》

- ・本市の生涯学習における中長期的な指針となる「生涯学習推進計画」を策定し、多様化する学習ニーズに対応した新しい生涯学習プログラムを整備します。
- ・自主講座など市民主体で行う学習活動を支援します。

2. 生涯学習環境の充実《6202》

- ・市民の生涯学習活動の場となる各種施設施設の整備充実を図ります。
- ・多様化する学習ニーズに即した講座・教室などの充実を図ります。

3. 人材バンクの活用と指導者の養成《6203》

- ・人材登録データベースを作成による生涯学習人材バンクを構築し、広く情報提供するなど市民の利用促進を図ります。
- ・生涯学習のための新たな人材発掘及び養成に努めます。

4. 公民館活動の充実《6204》

- ・情報発信機能を充実するとともに、インターネットによる施設利用や講座などの申し込みシステムの導入を進めます。
- ・地域住民との連携を図り、地域に根ざした特色ある講座や教室を開催します。

5. 図書館活動の充実《6205》

- ・市民のニーズに即した図書資料を計画的に整備するとともに、地域の歴史・文化を継承していく郷土資料や貴重書のデジタル化を進めます。
- ・県立図書館や近隣図書館と連携し、市民が利用できる図書資料の拡充を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン[※]を取り入れた施設の整備充実を努めます。
- ・インターネットによる蔵書検索、予約サービスの普及促進を図るとともに、利用者ニーズに応じた開館時間の拡大などについて検討します。
- ・絵本の読み聞かせやお話し会など、地域のボランティアと連携した事業を推進します。

※ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

3. 芸術・文化の振興

現況と課題

本市では約80の団体が加盟する文化協会をはじめ、多くの文化団体や市民が文化活動に励んでいます。

平成18年度の市民文化祭には、約6,300人が参加し、延べ15,800人が来場するなど、文化人口の底辺拡大が進んでいます。

市内3つの公共ホールにおいては、鑑賞事業のほか、ワークショップや参加体験型事業といった創造・育成事業など特性を生かした事業を展開し、多くの市民に様々な芸術文化に触れる機会を提供しています。

これからは、見る、聞くだけではなく、住民自らが事業を企画し、参加・運営する「住民と行政とのパートナーシップによる協働作業」をキーワードに事業を発展させていくことが必要です。

また、本市の文化財については、埋蔵文化財、古文書、近代化遺産、仏像などの各種調査・保護を進めてきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、貴重な歴史遺産が老朽・滅失する傾向にあり、そのさらなる調査保護体制の整備が必要となっています。

特に、埋蔵文化財は、国道6号周辺の開発や茨城空港関連の整備などに伴い、迅速な対応が求められることとなり、その体制整備を検討するとともに、史料館などの収蔵機能の拡充や、展示機能を充実する必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、豊かでゆとりある文化的な生活を享受できる社会を目指し、誰もが気軽に真の芸術文化に触れることができ、さらには、市民が主体的に文化活動に参加できる環境の整備充実を図ります。

また、文化財については、貴重な歴史遺産についての確に調査・保護する体制づくりを推進するとともに、住民ニーズに対応した史料館の充実に努めます。

施策の目標

施策の目標	現況 (H19)	目標年次 (H24)
■文化祭参加団体及び参加者数 市民の文化活動の支援を図り、文化祭参加団体及び参加者数の増加を目指す。	6,300人	7,000人
■公共ホールの稼働率 公共ホールの稼働率の向上を目指す。(稼働日数÷利用可能日数×100%)	85.7%	90%
■入館者、利用者数の増加 公共ホールの利用度向上を図り、入館者、利用者数の増加を目指す。(対象は実入館数とし、練習室など多目的利用は除く)	188,000人	210,000人

個別施策

1. 芸術文化に触れる機会の充実《6301》

- ・次代を担う子どもたちや青少年が、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・妊娠・子育て中の方や高齢者などが気軽に参加できる芸術・文化事業を継続的に実施します。
- ・ホールだけでなく市内のあらゆる地域で、身近に芸術文化に触れる機会を提供するため、出前公演などを実施します。
- ・ワークショップや体験教室など、誰もが参加できる文化事業の拡充を図ります。

2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進《6302》

- ・小美玉市文化協会及び各種文化団体の活動を奨励し支援に努めます。
- ・芸術・文化事業の実行委員会を組織し、企画から事業にいたるまで市民との協働による事業を推進します。
- ・市民の芸術・文化活動をサポートするボランティアなどを組織します。

3. 施設の活性化《6303》

- ・3つの公共ホールが連携し、特性を生かすことで、地域住民に親しまれる施設運営に努めるとともに、稼働率の向上を図ります。
- ・市民が積極的にかかわる施設運営を目指すため、市民への指導・助言や市民リーダーの養成を図ります。

4. 文化財の保護と活用《6304》

- ・開発などに伴う文化財の調査・保護体制を整備します。
- ・発掘調査報告書の刊行など調査成果の公表に努めます。
- ・埋蔵文化財分布調査の未調査地域における調査を実施します。
- ・地上文化財、指定文化財について、「指定文化財補助要綱」を策定し、古文書や、指定文化財の保護・活用を推進します。

5. 史料館活動の充実《6305》

- ・市民ニーズに即した展示内容の充実に努めるとともに、史跡めぐりなど教育普及事業を積極的に実施します。
- ・学校・地域などの市民の郷土学習活動への対応機能を充実します。
- ・発掘調査出土品や図書類など文化財を収蔵・展示する施設の拡充を図ります。

4. スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

本市の主要なスポーツ施設は、小川運動公園、小川 B&G 海洋センター、希望ヶ丘公園、玉里運動公園であり、平成 18 年の年間利用者数は延べ 114,000 人となっています。その他、夜間・休祭日は学校体育施設の開放を行っており、身近な施設でのスポーツ活動が活発化しています。これらの体育施設・公共施設などの空き情報をインターネットで公開しています。

各種団体については、体育協会やスポーツ少年団などが活動しており、様々な分野でスポーツ指導者が活躍しています。

しかし、本市におけるスポーツ施設の利用者の推移を見ると、年々減少する傾向にあり、利用者が固定化している傾向が見受けられます。

市民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、計画的なスポーツ振興策を講じ、多世代、多様な技術・技能レベル、多様な興味・関心を有する者が参加できる地域スポーツの場を開設する必要があります。

体育施設については、地域バランスを考慮した施設の配置を検討するとともに、施設の運営・維持管理について指定管理者制度の導入などを検討する必要があります。

地域のスポーツを牽引してきた指導者の高齢化に伴い、世代交代が必要であることから、幅広くスポーツ指導者を養成する仕組みを検討する必要があります。

また、施設の利用度向上を図るためには、施設のインターネット予約が可能なシステムを構築する必要があります。

基本方針

すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でいきいきと暮らせる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

施策の目標

施策の目標	現況 (H19)	目標年次 (H24)
■多世代、多志向、多種目による活動する スポーツクラブの設立 文部科学省「スポーツ振興計画(平成 12 年度)」に基づき、 総合型地域スポーツクラブの開設を目指す。	—	1クラブ
■スポーツ施設利用者数 市民が施設を利用しやすい環境を整備することにより施設 利用者数の増加を目指す。	114,000 人	130,000 人

個別施策

1. スポーツ振興計画の策定《6401》

- ・市民及び児童・生徒のスポーツ環境の向上を図るため、地域の実情を踏まえた「スポーツ振興計画」を策定し、総合的なスポーツ振興を図ります。

2. 指導者・スポーツ団体の育成《6402》

- ・様々な競技・種目の指導者やスポーツ団体を育成・支援します。
- ・地域におけるスポーツ環境整備のための重点施策として、総合型地域スポーツクラブ※の開設を目指します。

3. スポーツ施設の整備・充実《6403》

- ・スポーツ施設の整備充実に努めるとともに、施設の適正な維持・管理に努めます。
- ・施設の概要や利用状況などの情報提供や予約システムなどにより、利用の促進を図ります。

4. 生涯スポーツの普及促進《6404》

- ・市民の体力や年齢、興味、目的に応じたプログラムの充実、市民ニーズに対応した各種講座・教室を開催します。

※総合型地域スポーツクラブ：誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが自主的、主体的に運営するスポーツクラブ。

5. 青少年の健全育成

現況と課題

本市における青少年育成団体は、「青少年を育てる小美玉市民の会」や「小美玉市青少年相談員連絡協議会」、PTA連合会、子供会連合会などがあり、地域市民の協力を得ながら、地域でそれぞれ主体的に活動しています。「青少年を育てる小美玉市民の会」は市民総ぐるみの運動として、地域のパトロールや学校支援活動などを実施しており、「小美玉市青少年相談員連絡協議会」は地域で活動する相談員の資質向上と連絡調整などを実施しているところです。

青少年を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、家庭における子育て機能の低下や地域の相互扶助機能の低下が懸念される中で、家庭・学校・地域の連携の連携による、地域ぐるみの対策が求められています。

また、最近では、インターネットの有害サイトによる悪影響、詐欺商法による被害、出会い系サイトによる被害は拡大する傾向にあり、青少年はかつてない危険な環境にさらされている状況です。

このような状況にあって、青少年を健全に育成していくためには、地域総ぐるみの見守り体制はもちろんのこと、青少年の社会参加を促進することにより、地域への貢献や社会の一員であることの自覚を育てることが重要です。

一方、学童など子どもたちを取り巻く生活環境は、時代とともに変化しており、少子化や遊具の変化などにより集団で遊ぶ経験、戸外で遊ぶ経験が少なくなっています。また、不審者による犯罪や交通事故の多発など地域環境は悪化しており、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。

今後は、学校や公共施設を活用した子どもの居場所づくりを図って行く必要があります。

基本方針

青少年の健全育成を図るため、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域ぐるみの取り組みを進めるとともに、社会を取り巻く様々な危険から青少年を守ります。

また、青少年の社会参加の促進を図るとともに、地域において子どもの居場所づくりを推進します。

施策の目標

施策の目標	現況 (H19)	目標年次 (H24)
■放課後子ども教室実施学校数 確かな学力の定着を図るため、放課後子ども教室推進事業の全小学校での実施を目指す。	3校	12校

※放課後子ども教室：放課後や週末に小学校の余裕教室などを利用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施するもの。（放課後子どもプラン）

個別施策

1. 青少年健全育成地域体制の強化《6401》

- ・「青少年を育てる小美玉市民の会」や「小美玉市青少年相談員連絡協議会」、PTA、子ども会など、青少年育成団体・グループのボランティア活動を支援し、地域の組織体制の確立を図ります。
- ・学校・地域・家庭の連携・協力体制の強化に努めネットワーク化を図ります。

2. 家庭・地域の環境づくり《6402》

- ・身近な地域におけるコミュニティ施設や学習施設の整備充実に努めます。
- ・家庭・地域社会の様々な場や機会を通じて青少年健全育成の環境づくりに努めます。
- ・家庭教育の重要性を再認識し、家庭における教育のあり方を保護者が考える機会を創出します。
- ・青少年にとって有害な環境を作り出さないよう、地域環境の浄化に努めます。

3. 相談体制の整備充実《6403》

- ・地域における補導・保護活動において、適切な助言・支援ができるよう、関係機関との連携を強化に努めます。
- ・青少年が日常的に抱えるトラブルや悩み事などについて、いつでも気軽に相談できるよう、学校・地域における相談体制の充実に努めます。
- ・インターネットによる様々な犯罪から青少年を守るため、有害サイトや出会い系サイトによる被害者・加害者にならないよう、きめ細かな啓発活動を推進します。

4. 社会参加の促進《6404》

- ・地域への貢献や社会の一員であることの自覚を促すため、地域コミュニティ活動やボランティア活動など、青少年の社会参加を促進します。
- ・青少年の健全育成団体・グループへの参加を促し、指導者やリーダーの養成に努めます。

5. 放課後子ども教室の推進《6405》

- ・すべての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」の実施に努めます。実施にあたっては、地域ボランティアの協力体制を確立するとともに、既存のコミュニティ活動と連携した市独自の子育て環境を目指します。
- ・「放課後児童健全育成事業」（学童クラブ）と「放課後子ども教室推進事業」の連携・統合し、放課後子どもプランの実施に努めます。